本抄訳は、マドフ救済基金からの第 3 回目の小切手送付の際に同封されていた通知の記載に基づいて、SMBC日 興証券株式会社が作成したものであり、原文と抄訳に乖離または齟齬がある場合は原文が優先されます。

> マドフ救済基金 私書箱 6310 シラキューズ, ニューヨーク 13217-6310

謹啓 申請者様

マドフ救済基金(以下、「MVF」といいます。)および米国司法省(以下、「DOJ」といいます。)を代表して、MVF からの第 3 回目の支払いとなる小切手を同封しておりますことをお知らせいたします。この小切手により、承認された被害額の 56.65%の回収となる見込みで、前回までの支払いによる被害額の回収率 40%から増えています。MVF による第 3 回目の支払いはこれまでで最大規模のものであり、37,000 件以上の適格被害者に対して 10 億 7,500 万ドル超を支払います。

MVF が手続きを始めた当初は、数万件にもおよぶマドフ被害者はその被害額についてまったく回収金を受け取っていない、またはほんのわずかに回収金を受け取っているのみでした。この世界的な金融犯罪による直接的、または間接的なすべての被害者について審査を行い、支援するという私共の目標は、過去に例を見ないものでした。実際、多くの疑わしい申請者が存在していました。今回、私共はこの小切手による支払いを無事に行えたこと(さらなる支払予定を含みます)にたいへん感激しております。

今回の支払いにより、MVF はその資産(40 億 5,000 万ドル)のうち、40 億ドル以上を支払い分および留保金として充当いたしました。しかしながら、40,500 件以上の追加承認された申請に加えて、約 3,000 件の再考請求や最終的な決定が保留となっている申請(以下、「保留申請分」といいます。)があります。MVF は保留申請分に備えて 12 億 5,000 万ドル以上を留保しており、これらの申請が承認されれば、彼らもまた 56.65%の支払いを受けることが可能となります。保留申請分が最終的に拒絶された場合、留保資金はすべての被害者に対する将来の支払いに充てられる可能性があります。したがって、私共はその時期や金額については不明ですが、少なくともあと 1 回の分配を行う予定です。

この小切手は、小切手が発行された日付(Issue Date)から 180 日で無効となりますので、速やかに換金ください。もし、更なる支援や情報が必要な場合は、MVFのヘルプデスク(<u>info@madoffvictimfund.com</u>)にご連絡いただくか、MVFのウェブサイト(<u>http://www.madoffvictimfund.com/</u>)をご覧ください。

私共は、マドフ詐欺による被害者がその損失額を相殺するため、および被害者が被った苦痛を和らげるための 支援を引き続き行って参ります。すべての資金が支払われるまで、私共は皆様が、可能な限りもっとも高い金 銭的な回収を受け取ることができるよう、精一杯仕事を続けて参ります。

> 謹白 リチャード C. ブリーデン 特別管財人

この分配の支払いにかかる税制上の取扱いは、申請者ご自身でご確認願います。この分配の支払いの 適切な取扱いに関しましては、ご自身の税務アドバイザーにご相談ください。

本抄訳は、マドフ救済基金からの第 3 回目の小切手送付の際に同封されていた通知の記載に基づいて、SMBC日 興証券株式会社が作成したものであり、原文と抄訳に乖離または齟齬がある場合は原文が優先されます。

米国の納税者に関しましては、この分配は、貴方がマドフ関連証券での詐欺で金銭的損失を被った補償として、元本の部分的払戻しに相当します。この分配による税の取扱いの結論は、皆様個々の状況や米国内国歳入庁 2009-20 改訂手続きに従って、詐欺被害損失として控除の申請をしていたかどうかにより様々です。すべての受取人は、今回の分配が、申告すべき支払いに相当するかどうかについて、税務の専門家に相談すべきです。 DOJ と特別管財人は、被害者に対して税務に関するアドバイスをすることはできないということにご留意願います。

この資料に含まれる情報は、単に情報提供を目的とするものであって、税務に関するアドバイスではありませんし、信頼に足るものではありません。